

指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護重要事項説明書
(特定施設入居者生活介護ミレ青山)

1. 事業者

法人名	社会福祉法人いわみ福祉会
法人所在地	島根県浜田市金城町七条ハ 559 番地 2
代表者氏名	理事長 室崎 富恵
電話番号	0855-42-0091
F A X 番号	0855-42-1951
設立年月日	昭和 48 年 9 月 11 日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所の名称	特定施設入居者生活介護ミレ青山
事業所の種類	指定特定施設入居者生活介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護
介護保険事業所番号	3270600376
事業所の所在地	島根県江津市二宮町神主 1964 番地 31
電話番号	0855-54-3100
F A X 番号	0855-54-3101
管理者氏名	桑原 文寿
開設年月日	平成 18 年 10 月 1 日
利用定員	50 名

(2) 事業の目的と運営の方針

事業の目的	社会福祉法人いわみ福祉会が設置する特定施設入居者生活介護ミレ青山（以下「事業所」という。）において実施する指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下「特定施設等」という。）を要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある利用者に対し、適正に提供することを目的とする。
運営の方針	特定施設等の提供に当たって、特定施設サービス計画又は介護予防特定施設サービス計画（以下「特定施設等サービス計画」という。）に基づき、要介護状態等の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態等となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとする。 2 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うもの

	とし、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
	3 事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
	4 事業所は、関係市町村、協力医療機関に加え、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるとともに、常に利用者の家族等との連携を図り、利用者とその家族等との交流の機会を確保するよう努めるものとする。
	5 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように対策を講じるものとする。
	6 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施等を講ずるものとする。
	7 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととし、やむを得ず行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
	8 事業者は、自らの特定施設等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
	9 安定的かつ継続的な事業運営に努める。

(3) 事業所の職員体制

職種	職務の内容	人員
管理者	従業者及び特定施設等の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。	1名（常勤兼務）
生活相談員	利用者又はその家族等に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。	1名以上（常勤兼務）
看護職員	利用者の心身の状況に応じ、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じるものとする。	2名以上（常勤兼務）
介護職員	利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行う。	12名以上 （常勤・非常勤専従） （常勤・非常勤兼務）
機能訓練指導員	利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための訓練を行う。	1名（非常勤兼務）
計画作成担当者	特定施設等サービス計画の作成を行う。	1名以上（常勤兼務）

事務職員	事務職員は、必要な事務を行う。	実情に応じた適当数 (常勤兼務)
------	-----------------	---------------------

(4) 設備の概要

建物	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建			
	延べ床面積	2,997.23 m ²			
居室の状況	居室区分	全室個室		総室数	50
		面積	室数	トイレ	洗面台
	タイプ 1	12.08 m ²	16	■有 □無	■有 □無
	タイプ 2	12.74 m ²	2	□有 ■無	■有 □無
	タイプ 3	12.94 m ²	2	□有 ■無	□有 ■無
	タイプ 4	13.80 m ²	4	□有 ■無	□有 ■無
	タイプ 5	13.86 m ²	2	□有 ■無	□有 ■無
	タイプ 6	14.44 m ²	15	□有 ■無	■有 □無
	タイプ 7	17.33 m ²	9	□有 ■無	□有 ■無
共用施設	食堂	2ヶ所	大食堂	1ヶ所	
			小食堂	1ヶ所	
	浴室	3ヶ所	一般浴室	1ヶ所	
			個室浴室	1ヶ所	
			特殊浴室	1ヶ所	
	医務室	1ヶ所			
	静養室	1ヶ所			
消防用設備等	自動火災報知設備			■有 □無	
	火災自動通報装置			■有 □無	
	屋内消火栓設備			■有 □無	
	非常電源			■有 □無	
	誘導灯及び誘導標識			■有 □無	
	防排煙制御設備			■有 □無	
	共同住宅用スプリンクラー設備			■有 □無	
非常呼出装置	居室			■有 □無	
	居室トイレ			■有 □無	
	共同トイレ			■有 □無	
	浴室			■有 □無	

3. 提供するサービスと利用料金

提供するサービスは、利用料金の一部が介護保険から給付されるサービス（介護保険給付対象サービス）と、それ以外のサービス（介護保険給付対象外サービス）となります。サービス内容と利用料金については、別紙のとおりとなります。

4. 利用料のお支払方法

サービス利用料金は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、①～③いずれかの方法でお支払いください。

①指定口座へのお振込み（利用月の翌月末までにお支払いください）

（1）山陰合同銀行 浜田支店 普通預金 2785633

（2）日本海信用金庫 江津支店 普通預金 0096429

※ 口座名義は、いずれも「社会福祉法人いわみ福祉会ミレ青山」です。

②現金によるお支払い（利用月の翌月末までにお支払いください）

③口座振替によるお支払い（利用月の翌々月の4日に引き落としさせていただきます）

5. 利用者が他の居室に移る場合の手引き

①利用者から居室の変更希望依頼があった場合には、居室の空き状況により決定します。

②利用者の心身の状況等により居室を変更する必要があると思われる場合には、利用者とその家族等との協議の上、決定します。

③居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を利用前の現状に復してください。その費用は利用者負担とします。

6. 協力医療機関等

①協力医療機関

医療機関名	済生会江津総合病院
住所	江津市江津町 1016 番地 37
電話番号	0855-54-0101

医療機関名	花田クリニック
住所	江津市嘉久志町イ 668 番地 19
電話番号	0855-52-7722

医療機関名	多田歯科医院
住所	江津市都野津町 2283 番地 4
電話番号	0855-53-0736

②嘱託医（※養護老人ホームミレ青山の嘱託医です。）

医師名	花田 昌也 医師（花田クリニック）
住所	江津市嘉久志町イ 668 番地 19
電話番号	0855-52-7722

医師名	田中 新一 医師（心療内科田中クリニック）
住所	浜田市長沢町 3156 番地
電話番号	0855-24-1650

7. 事故発生時の対応

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。

8. 非常災害対策

非常災害その他緊急の事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し、当該計画に従って、年2回以上の避難誘導訓練及びその他必要な訓練等を行います。

9. 衛生管理

設備等の衛生管理に努め、感染症又は食中毒の発生及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染又は食中毒の予防及びまん延の防止ための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- (2) 事業所において、従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修会を定期的に実施します。
- (3) 別に厚生労働省が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

10. 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (4) サービス提供中に従業者又は利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

【虐待防止に関する責任者】

氏 名 管理者 桑原 文寿

【高齢者虐待に関する相談・通報・お問い合わせなど】

江津市地域包括支援センター	所在地 江津市江津町 1016 番地 37 (済生会江津総合病院 1 階) 電話番号 0855-52-7488 受付時間 8:30～17:15 (土・日・祝日を除く)
大田市地域包括支援センター	所在地 大田市大田町大田イ 140 番地 2 電話番号 0854-83-7766 受付時間 8:30～17:15 (土・日・祝日を除く)

1 1. 身体拘束の禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととし、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

身体拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をします。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的開催します。

1 2. 施設利用に当たっての留意事項

- ①持ち込み物品については、制限がございますので従業者にご相談ください。
- ②従業者や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。
- ③施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

1 3. 苦情処理体制について

(1) 苦情の受付

事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

【苦情受付担当者】

氏 名 課長補佐 ひぐち なおこ
樋口 直子

受付時間 8:30～17:30

連絡先 0855-54-3100

【苦情解決責任者】

氏 名 管理者 くわばら ふみとし
桑原 文寿

連絡先 0855-54-3100

【第三者委員】

氏 名 さ さ き やすこ
佐々木 康子 連絡先 0855-53-0164

氏 名 かわしま ゆきお
川島 幸雄 連絡先 0855-52-5695

氏 名 つちざき かずお
土崎 一雄 連絡先 0855-53-4625

(2) 苦情処理の手順

①苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接申し出ることもできます。

②苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は苦情申出人と誠意をもって話し合い、双方にとって意義のある解決に努めます。その際苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次のとおり行います。

ア 第三者委員による苦情内容の確認

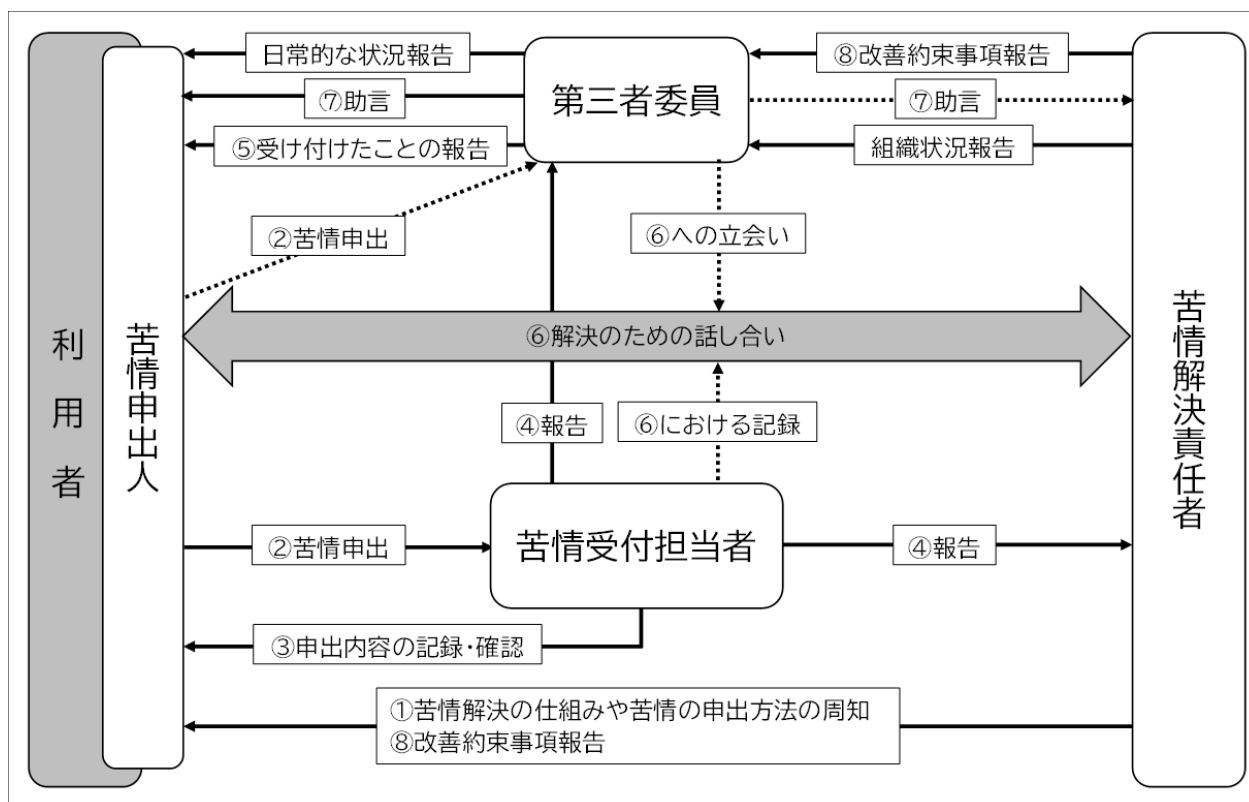
イ 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

④都道府県運営適正化委員会の紹介

苦情解決委員会で解決できない苦情は、島根県運営適正化委員会に申し立てることができます。

【当事業所における苦情解決概要図】



(3) その他の苦情受付機関

①行政機関

江津市役所 高齢者障がい者福祉課 高齢者福祉係	所 在 地 江津市江津町 1016 番地 4 電話番号 0855-52-7480 受付時間 8:30～17:15 (土・日・祝日を除く)
大田市役所 介護保険課 高齢者福祉係	所 在 地 大田市大田町大田口 1111 番地 電話番号 0854-83-8059 受付時間 8:30～17:15 (土・日・祝日を除く)
浜田地区広域行政組合 介護保険課	所 在 地 浜田市殿町 1 番地 (浜田市役所北分庁舎 1 階) 電話番号 0855-25-1520 受付時間 8:30～17:15 (土・日・祝日を除く)

②第三者機関

島根県運営適正化委員会	所 在 地 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 5 階 電話番号 0852-32-5913 受付時間 8:30～17:00 (土・日・祝日を除く)
-------------	--

③国民健康保険団体連合会

島根県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所 在 地 松江市学園一丁目 7 番 14 号 電話番号 0852-21-2811 受付時間 8:30～17:00 (土・日・祝日を除く)
--------------------------------	---

1 4. 第三者評価の実施について

実施の有無	☐ 実施している ☒ 実施していない
実施日	年 月 日
評価機関	
結果の開示状況	

別紙

提供するサービスと利用料金

1. 介護保険給付対象サービス

サービス内容

入浴	週 2 回以上、利用者の心身の状況に応じて自立の支援に資するよう適切な介助方法により行います。入浴困難な状況のときは、清拭介助を行います。
排せつ	利用者の心身の状況に応じて自立の支援に資するよう適切な介助方法により行います。
食事、離床、着替え、整容等の日常生活上の世話	利用者の心身の状況に応じて自立の支援に資するよう、1 日の流れに沿って適切な介助方法により行います。
機能訓練	利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行います。
健康管理	常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための必要な措置を講じます。
相談、援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族等に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行います。

利用料金

サービスの提供を受けた際の料金は、基本料金と加算料金の合計額となります。利用者の要介護状態等に応じて利用料から介護保険給付費額を差し引いた金額（「介護保険負担割合証」の「利用者負担の割合」に記載された割合に応じた金額：利用者負担額）をお支払ください。

①基本料金（1 日につき）

介護度	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
要支援 1	183	1,830 円	183 円	336 円	549 円
要支援 2	313	3,130 円	313 円	626 円	939 円
要介護 1	542	5,420 円	542 円	1,084 円	1,626 円
要介護 2	609	6,090 円	609 円	1,218 円	1,827 円
要介護 3	679	6,790 円	679 円	1,358 円	2,037 円
要介護 4	744	7,440 円	744 円	1,488 円	2,232 円
要介護 5	813	8,130 円	813 円	1,626 円	2,439 円

②加算料金

加算項目	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1 割負担	2 割負担	3 割負担	
夜間看護体制加算（Ⅱ）	9	90 円	9 円	18 円	27 円	1 日につき
協力医療機関連携加算	100	1,000 円	100 円	200 円	300 円	1 月につき
退院・退所時連携加算	30	300 円	30 円	60 円	90 円	1 日につき（入居日から 30 日間に限る）
若年性認知症入居者受入加算	120	1,200 円	120 円	240 円	360 円	1 日につき
看取り介護加算（Ⅰ）	72	720 円	72 円	144 円	216 円	死亡日以前 31 日以上 45 日以下
	144	1,440 円	144 円	288 円	432 円	死亡日以前 4 日以上 30 日以下
	680	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円	死亡日の前日及び前々日
	1,280	12,800 円	1,280 円	2,560 円	3,840 円	死亡日
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10	100 円	10 円	20 円	30 円	1 月につき
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5	50 円	5 円	10 円	15 円	1 月につき
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	220 円	22 円	44 円	66 円	1 日につき
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数 ×12.8%	左記の単位数 ×10 円	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	所定単位数（基本サービス費に各種加算を加えた総単位数）

2. 介護保険給付対象外サービス

①医療機関受診の支援

医療機関受診の際の送迎及び付き添いを行います。受診代のみ実費となります。

②入退院の支援

医療機関に入退院する際の送迎及び付き添いを行います。入院に係る費用のみ実費となります。

※入院に係る手続きについては、代理人等をお願いします。

③日常生活用品の購入代行

必要に応じて日常生活用品の購入代行をいたします。品代のみ実費となります。

④理容・美容

出張サービス又は店舗への送迎による理髪の実施となります。理髪代のみ実費となります。